

# JIS

## 施設用 LED 照明器具・施設用蛍光灯器具

JIS C 8106 : 2015

(JLMA/JSA)

平成 27 年 10 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第二部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	大崎 博之	東京大学
(委員)	青柳 恵美子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	岩本 光正	東京工業大学
	上原 京一	株式会社東芝
	大石 奈津子	一般財団法人日本消費者協会
	熊田 亜紀子	東京大学
	酒井 祐之	一般社団法人電気学会
	下川 英男	一般社団法人電気設備学会
	早田 敦	電気事業連合会
	飛田 恵理子	特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟
	藤倉 秀美	一般財団法人電気安全環境研究所
	前田 育男	IEC/ACOS エキスパート (IDEC 株式会社)

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 25.8.15 改正：平成 27.10.20

官 報 公 示：平成 27.10.20

原 案 作 成 者：一般社団法人日本照明工業会

(〒110-0016 東京都台東区台東 4-11-4 三井住友銀行御徒町ビル TEL 03-6803-0501)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第二部会 (部会長 大崎 博之)

審議専門委員会：電気技術専門委員会 (委員長 大崎 博之)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 照明器具の種類	2
4.1 光源による区分	2
4.2 その他の区分	2
5 要求事項	3
5.1 安全性要求事項	3
5.2 性能要求事項	4
6 表示	7
7 検査	8
7.1 検査の種類及び検査項目	8
7.2 検査方法	9
7.3 合否判定	9
附属書 A (参考) 照明器具の取付寸法	10
附属書 B (参考) 照明器具を長期間使用する場合の安全に関する注意表示	14
解 説	15

## まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本照明工業会（JLMA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。これによって、**JIS C 8106:2008** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

## 施設用 LED 照明器具・施設用蛍光灯器具

Luminaires with LED light source or fluorescent lamp for commercial,  
industrial and public lighting

## 序文

この規格は、1950年に制定され、その後13回の改正を経て今日に至っている。前回の改正は2008年に行われたが、今回、LEDを光源とする照明器具を適用範囲に追加し、性能面及び安全面について内容を見直し、改正したものである。

なお、対応国際規格は現時点で制定されていない。

## 1 適用範囲

この規格は、施設の全般照明<sup>1)</sup>に使用する、入力電圧が交流300V以下の差込みプラグ、引掛けシーリングローゼットなどの接続器を使用しないで、電源の電線を接続するLED光源及び／又は蛍光ランプを光源とする照明器具について規定する。

ただし、次のものには適用しない。

- a) 一般用照明器具ではないもの<sup>2)</sup>
- b) 移動灯器具、道路及び街路照明器具、並びに投光器
- c) 電球形LEDランプ及び／又は電球形蛍光ランプを使用した照明器具

注<sup>1)</sup> 全般照明は、“特別な局所の要求を満たすのではなく、部屋全体を均一に照らすように設計した照明。”をいう（JIS Z 8113 参照）。

<sup>2)</sup> 一般用照明器具でないものの例を、JIS C 8105-3 の箇条 1（適用範囲）の注記に記載している。

## 2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格のうちで、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、その後の改正版（追補を含む。）は適用しない。西暦年の付記がない引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS C 7601 蛍光ランプ（一般照明用）

JIS C 7709-2 電球形の口金・受金及びそれらのゲージ並びに互換性・安全性 第2部 受金

JIS C 8105-1 照明器具－第1部：安全性要求事項通則

JIS C 8105-2-1 照明器具－第2-1部：定着灯器具に関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-2 照明器具－第2-2部：埋込み形照明器具に関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-19 照明器具－第2-19部：空調照明器具に関する安全性要求事項

JIS C 8105-3:2011 照明器具－第3部：性能要求事項通則

JIS C 8108 蛍光灯安定器